看護要員配置について

病院の入院基本料等に関する施設基準として、医科の入院基本料等を 届け出ている病棟に看護要員の配置に係る掲示を行っております。

- ・地域一般入院料3 (1・2病棟)
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料1 (9病棟)
- ・地域包括ケア病棟入院料2(8病棟)
- ·特殊疾患病棟入院料1 (10病棟)

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり13人以上の看護職員(看護師 准看護師)及び3人以上の看護補助者が勤務しております。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は6人以内、看護補助者の一日 平均受け持ち数は14人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は14人以内です。

一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院 第1病棟

届出入院基本料:地域一般入院料3

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり15人以上の看護職員(看護師 准看護師)及び4人以上の看護補助者が勤務しております。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は5人以内、看護補助者の一日 平均受け持ち数は14人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は14人以内です。

一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院 第2病棟

届出入院基本料:地域一般入院料3

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり13人以上の看護職員(看護師 准看護師)及び5人以上の看護補助者が勤務しております。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は6人以内、看護補助者の一日 平均受け持ち数は7人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は12人以内、看護補助者の一日 平均受け持ち数は34人以内です。

一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院 第8病棟

届出入院基本料:地域包括ケア病棟入院料2

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり11人以上の看護職員(看護師 准看護師)及び7人以上の看護補助者が勤務しております。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は5人以内、看護補助者の一日 平均受け持ち数は8人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は15人以内、看護補助者の一日 平均受け持ち数は30人以内です。

一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院 第9病棟

届出入院基本料:回復期リハビリテーション病棟入院料1

(厚生労働大臣の定める掲示事項)

当病棟では、月平均一日あたり11人以上の看護職員(看護師 准看護師)及び7人以上の看護補助者が勤務しております。 なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝9時から夕方17時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は6人以内、看護補助者の一日 平均受け持ち数は8人以内です。
- 夕方17時から朝9時まで、看護職員1人当たりの 一日平均受け持ち数は20人以内、看護補助者の一日 平均受け持ち数は40人以内です。

一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院 第10病棟

届出入院基本料:特殊疾患病棟入院料1